

白 産 第 513 号
令 和 7 年 1 月 17 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

白子町長 石井和芳

市町村名 (市町村コード)	白子町 (12424)
地域名 (地域内農業集落名)	福島地区 (福島)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月5日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区の農地約8割が水田であり、水稻中心の地域である。露地野菜については、自己管理による多種品目栽培が多い。

地域農業の課題として、

- ・地区内耕作者の半数以上が70歳以上となり、農業者の高齢化や後継者が未定の農家が多く、今後、農地の遊休化や担い手不足の懸念がある。

- ・水路等の保全管理も高齢化により困難となっている。

- ・用水ポンプ等の機械や設備の老朽化が進み、現在は交付金で対応しているが、今後修繕費増大が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻について、経営規模拡大可能な営農組合や認定農業者、担い手も存在することから、地元農家でまとまり積極的に集積・集約を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	64 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	59 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を、農業上の利用が行われる区域とし、現在耕作者がいない又は今後も農地への復旧が難しい農地については、保全等を進める区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用し、認定農業者等を中心に意欲のある担い手への集積、集約を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理事業に貸付け、認定農業者等を中心に意欲のある担い手への効率的・効果的な農地利用を図る。

(3) 基盤整備事業への取組方針

効率的な農業経営を確立するため、各種補助事業を活用しながら水田の畦畔除去等に取り組む。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地区内外の経営体に拘らず規模拡大可能な経営体を呼び込んでいく。

また、長生農業独立支援センターと連携し、農業研修を終了した新規就農者を積極的に呼び込んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農業用ドローンによる農薬散布など、地元農業による協議会と民間事業者との共同活動を参考に、農業協同組などの団体と共同機械の導入や作業受託、共同作業の実施について話し合いを取り組む必要がある。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③農業用ドローンを活用したスマート農業を普及し、効率的かつ魅力ある農業経営を推進する。

⑦多面的機能支払交付金等を活用し、農地や農道等の保全管理のためと取組みを進めていく。